

国民健康保険税の税率改定について

1 税率改定の理由

平成30年度から県が財政主体となり、市町村が抱える構造的な課題を解消し、国保財政を安定化させるため国保制度改革がスタートした。

- 構造的な課題とは…
- ①退職後加入する被保険者が多いため、年齢構成が高い=医療費水準が高い
 - ②年金生活者が多いため、比較的所得水準が低い
 - ③一般会計からの法定外繰入により国保財政を黒字化している市町村がある

課題解決のため県が平成30年度から国保運営方針を策定(3年ごと改定)。県と市町村は共通認識の基に国保運営を実施。令和9年度までに長野県内保険税(料)水準等の統一化を目指すとした。
下記は長野県国保運営方針による保険税負担水準のあり方及び保険税の標準的な算定方法等。

- ①将来的には県下統一の保険税率を目指す(保険税算定方式は資産割を除く3方式)
- ②財政収支の基本的な考え方は、保険給付に必要な費用は保険税や国庫負担金等により賄うこととし、赤字(法定外繰入れ等)解消・削減に取り組む(東御市は平成30年度から法定外繰入れはなし)



東御市国民健康保険税率の改定

- ①将来的には県が定める標準的な保険税算定方式である3方式(所得割、均等割、平等割)による賦課を実施するため、東御市は資産割を加えた4方式であることから、資産割の段階的な縮小により標準方式への移行を図る。
- ②令和5年度の国保税率の改定については、資産割の税率を2割引き下げる。ただし、被保険者一人あたりの平均国保税がわずかに増加する程度に調整を図ることとし、後期高齢者医療支援金分の所得割額及び均等・平等割額を引き上げ、介護納付金分の平等割額を引き下げる(資産割の引き下げによる減額分は確保する)。

2 改定案の詳細

【医療分】

区分	現行
所得割額	6.7%
資産割額	16.8%
被保険者均等割額	19,000円
世帯別平等割額	19,500円



改定案	比較
6.7%	—
11.2%	△5.6ポイント
19,000円	—
19,500円	—

【後期高齢者医療支援金分】

区分	現行
所得割額	2.3%
資産割額	5.6%
被保険者均等割額	6,500円
世帯別平等割額	6,500円



改定案	比較
2.5%	0.2ポイント
3.8%	△1.8ポイント
7,300円	800円
7,000円	500円

【介護納付金分】

区分	現行
所得割額	2.3%
資産割額	2.7%
被保険者均等割額	9,000円
世帯別平等割額	9,000円



改定案	比較
2.3%	—
1.8%	△0.9ポイント
9,000円	—
8,200円	△800円

3 改定の時期

令和5年4月1日

4 平均年税額

<一人・一世帯あたりの国保税額(年税額)の比較>

区分	現行税額	改定後税額	増減額	増減率
一人あたり	88,688円	88,709円	21円	0.02%
一世帯あたり	138,095円	138,128円	33円	0.02%

※上記税額の算出については、現行税率における調定額562,461千円(R4年11月末)と改定税率で計算した調定額562,594千円を被保険者数6,342人(R4年11月末)、世帯数4,073世帯(R4年11月末)で割ったもの。

5 税率改定後の賦課割合

	応能割 (所得割 + 資産割)	応益割 (均等割 + 平等割)	合計
【県の標準割合】	49%	51%	100%
東御市の割合(現状)	54.9%	45.1%	100%
〃 (改定後)	53.3%	46.7%	100%

6 国保会計の財政見込み

(単位 人、千円)

年度	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 【改定後見込み】
被保険者数	6,552	6,342	6,219
国保税収入額	584,532	562,594	559,376
歳入合計額(①)	3,287,014	3,109,604	3,125,020
歳出合計額(②)	3,233,205	3,079,698	3,075,019
差引額(③)①-②	53,809	29,906	50,001
法定外繰入金(④)	0	0	0
基金繰入金(⑤)	36,772	72,839	84,488
前年度繰越金(⑥)	55,139	26,905	14,953
単年度実質収支額 (⑦)③-④-⑤-⑥	△38,102	△69,838	△49,440
【年度末基金保有額】	386,049	341,036	272,297

※被保険者数は3月末現在。

ただし、R4年度はR4年11月末現在。R5年度は県から提示された推計数(R5年1月末)。

7 その他

出産育児一時金の改定について

目的：子育て支援施策の一環

内容：現行420千円(408千円+12千円産科医療補償制度加算分)を500千円(488千円+12千円産科医療補償制度加算分)に改定する。

施行日：令和5年4月1日